

暮らしのガイド

声の広報・点字広報のご利用を

市では、高齢者や視覚障害者に十分な情報提供ができるよう、広報いばらきの音訳版と点字版を発行しています。希望する人はご連絡ください。

☒【声の広報】 広報いばらきの原則全記事をCD（デイジー形式）に収録、**【点字広報】** 広報いばらきから抜粋した内容（約70枚、140ページ）を収録、**☑**デイジー形式で収録されたCDを再生するためには、専用の再生機器が必要です。再生機器の購入の際に、重度の視覚障害者は日常生活用具の給付として、補助制度を利用できる場合があります。詳細は障害福祉課 ☎ 620・1636 にお問い合わせください。**☑**まち魅力発信課 ☎ 620・1602



声の広報



点字広報

☑対身体・知的・精神に著しく重度で継続する障害があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上、**¥**月額2万7980円（令和6年3月時点）、**☑**所得制限あり、一部在宅扱いとなる入所施設あり、**☑**障害者手帳を未所持で



特別障害者手当の申請を

☑65歳以上（第1号被保険者）で介護保険サービスが必要な人は、要介護認定等の申請をしてください。40〜64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）は、特定の疾病による要介護（支援）状態の人のみ申請できます。**☑**持介護保険被保険者証、第2号被保険者は医療保険の被保険者証、本人確認書類、**☑**長寿介護課 ☎ 620・1637

介護保険サービスを利用するには

3月26日(火)、午後2時から、**☑**市役所南館10階大会議室、**☑**定先着5人（当日空きがあれば傍聴可）、**☑**申3月4日、午前9時から、左図読み取りから申込または、電話、ファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、地域福祉課 ☎ 620・1634、**☑**621・1660



4月2日は世界自閉症啓発デー！
2日〜8日は発達障害啓発週間
自閉症をはじめとする発達障害は、脳機能の発達に関係する生まれつきの障害で、コミュニケーションや対人関係を築くことが苦手です。社会で自立していくためには、皆さん一人ひとりの発達障害への理解が必要です。府の



も申請可、詳細は左上図読み取り参照、**☑**障害福祉課 ☎ 620・1636
いばらきオレンジかふえのご利用を
☑①3月14日(木)・27日(水)・②21日(木)、午後2時から、**☑**①シニアプラザいばらき、**☑**②葦原多世代交流センター、**☑**内交流会、**¥**100円、**☑**その他のかふえの詳細は下図読み取り参照、**☑**福祉総合相談課 ☎ 655・2758



福祉・人権

災害時避難行動要支援者名簿の該当条件の見直しに伴う登録申請

市では、災害発生時に自分で避難することが困難な人の避難等を支援するため、同名簿を作成しています。昨年、名簿登録対象者の該当条件の見直しを行った結果、「単身世帯の精神障害者保健福祉手帳2級所持者」は名簿登録の対象外になりました。登録を希望する場合は申請してください。**☑**申請書（地域福祉課で配付、市HPか

らダウンロード可）を、郵送、直接、地域福祉課 ☎ 620・1634

高齢者施策推進分科会の傍聴を

☑3月18日(月)、午後2時から、**☑**福祉文化会館302、**☑**定先着5人（当日空きがあれば傍聴可）、**☑**内容等詳細はお問い合わせください。**☑**申3月1日、午前9時から、左図読み取りから申込または、電話、ファックス・メール（氏名・電話番号を記入）で、長寿介護課 ☎ 620・1639、**☑**622・5950、



総合保健福祉審議会の傍聴を

☑ kaigohoken@city.ibaraki.lg.jp

発達障害児者支援の取組は府HPからご覧ください。問府地域生活支援課 ☎06・6944・6689

福祉なんでも相談会

時4月6日(土)、午後2時～4時、所アルプラザ茨木3階エスカタレーター横
内コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターによる困りごと相談、問(福)慶徳会常清の里CSW ☎646・5601

みまもり電話訪問の利用者の募集

対おおむね70歳以上、内月1回、ボランティアによる電話での安否確認、申下図読み取りから申込みまたは、電話で社会福祉協議会 ☎627・0086



健康保険・年金

忘れていませんか？

国民健康保険の加入・脱退届

退職・転職等で職場の健康保険の資格を喪失した、または就職・結婚等で社会保険に加入した人は、14日以内に加入・脱退届が必要です。脱退の手続きをしないと社会保険と国民健康保険の二重加入となり保険料も二重に賦課されますので、必ず手続きをお願いいたします。問加入・脱退専門コールセンター

☎620・6176

国民年金保険料継続免除に関する配偶者状況変更届を忘れずに

国民年金保険料の全額免除・納付猶予の承認を受け、翌年度以降も免除申請を希望している場合は、継続審査を行います。継続審査を申し出ている人で、配偶者(内縁を含む)と婚姻、離婚、死別等があった場合、事実発生日から14日以内に同届書を提出をしてください。

持年金手帳、基礎年金番号通知書、身分証、問保険年金課(年金) ☎620・1632

障害年金予約相談のご利用を

時3月4日(月)・13日(水)・22日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、所保険年金課、定各日先着6人、内社会保険労務士による障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金を除く)、持年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、申下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



予約年金相談のご利用を

時3月12日(火)、午前10時～正午・午後



1時～4時、1人15分間、所保険年金課、定先着15人、内吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談(共済年金を除く各種年金)、持年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本人以外の場合は指定様式の委任状)、申3月1日、午前9時から、下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



基礎年金番号通知書は再発行ができます

就職時に厚生年金への切り替えのため、勤務先への提出が必要になる場合があります。国民年金第1号被保険者または任意加入者で年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失した場合は再交付の申請をしてください。年金手帳は基礎年金番号通知書に切り替わりまし

た。年金受給者は、年金証書が基礎年金番号通知書の代わりとなりますので、再発行の必要はありません。持納付書または領収書等の基礎年金番号を確認できる書類と身分証、問吹田年金事務所 ☎06・6821・2401、急がない場合は保険年金課(年金) ☎620・1632

税金

今月の納付(4月1日(月)まで)

- 介護保険料普通徴収第12期分
- 国民健康保険料普通徴収第10期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第9期分

市税の納付は、便利・安全・確実な口座振替のご利用を

口座振替の利用は取扱金融機関または収納課で申込手続きをしてください。また、収納課ではキャッシュカードを利用して申込(ペイジー口座振替受付サービス)ができます。来年度第1期分または全期分から希望する場合は、3月中を目途に申込手続きをしてください。

対市・府民税(普通徴収分)、固定資

暮らしのガイド

確定申告・納税の期限と振替納税の利用

昨年分の確定申告と納税の期限は、

時 3月15日(金)までの平日、午前9時30分～午後3時30分、**所**市役所南館10階大会議室、**問**市民税課 ☎ 620・1614

昨年分の所得について、市・府民税の申告が必要な人は、期限内に必ず申告してください。

市・府民税の申告は3月15日まで



産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、**持**預(貯)金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書(同サービスを利用する場合はキャッシュカード、運転免許証・健康保険証等の本人確認書類)、**備**申込用紙は市内金融機関や収納課に設置(電話または市HPから請求可)、同サービスが利用できる金融機関等詳細は市HPをご覧ください。**問**収納課 ☎ 620・1616

いじめ育成支援会議の傍聴を

時 3月18日(月)、午後6時～8時、**所**市

時 3月22日(金)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**一部非公開の場合あり、**問**教育政策課 ☎ 620・1680

教育委員会定例会の傍聴を

教育・子ども

1131
国税の納付は、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がないキャッシュレス納付が便利です。詳細は国税庁HPをご覧ください。**問**茨木税務署 ☎ 623・1131

国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください

所得税・復興特別所得税・贈与税は3月15日(振替納税の振替日は4月23日)、贈与税は利用不可)、消費税・地方消費税は4月1日(振替納税の振替日は4月30日)です。初めて振替納税を利用する場合はPAYEにより預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を出すか、税務署または希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を出してください。残高不足等で振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合がありますのでご注意ください。**問**茨木税務署 ☎ 623・1131

病児・病後児保育、休日保育のご利用を

市内の保育所等で、①病児保育、②病後児保育、③休日保育を実施していますのでご利用ください。いずれの保育も事前登録が必要です。そのほか、訪問型病児・病後児保育サービスの利用料金の助成、企業主導型保育事業所における休日保育の利用補助等も行っています。詳細は右図読み取りからご確認ください。**問**保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638



【病児保育】 病気の回復期にいたっていないが、病状の急変など入院治療の必要がない児童を一時的に預かります(年度ごとに登録要)。来年度分の登録は4月からの入籍施設が決まっている場合のみ受付。¥1日2,000円(減免制度あり)

【病後児保育】 病気の回復期にいたっているが、集団保育が困難な児童を一時的に預かります。

【休日保育】 休日に両親がともに就労、病気、または事故等により家庭で保育することが困難な児童を一時的に預かります。



	ところ	対象	とき
病児保育	済生会茨木病院附属病児保育室ひなたぼっこ(上穂積一丁目2-27、☎621・4657)	保護者が就労・病気等、保育できない状況にある、市内在住の生後6か月～小学3年生	平日、8:30～18:00(予約受付は、平日、9:00～18:00、土曜日、9:00～12:00)
	篠永医院附属病児保育室さうだーで(真砂一丁目2-36、☎633・5397)	保護者が就労・病気等、保育できない状況にある、市内在住の離乳食完了後(約1歳6か月)～小学3年生	
病後児保育	こどもの園健康支援センター(中穂積三丁目1-22、☎645・0099)	市内在住で、市内の認可保育所等に入所している1歳児クラス以上の児童	平日、8:00～18:00(土曜日の利用は、各施設にご相談ください)
	おとのは学園病後児保育ルームさんさん(平田一丁目29-38、☎637・1122)		
休日保育	豊原学園休日保育ありんこルーム(豊原町14-14、☎640・0017)	市内在住で、市内の認可保育所等に入所している生後3か月以上の児童	日曜日、祝日、12/29(日)・30(月)、8:30～17:30

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、

役所南館8階中会議室、**定**先着7人当日空きがあれば傍聴可)、**内**特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用定員の確認、次期計画の骨子(案)ほか、**備**一時保育は3月8日まで必要申込、**申**3月1日、午前9時から、左図読み取りから申込みまたは、電話、ファックス、直接、こども政策課
 ☎620・1625、**FAX**622・8722

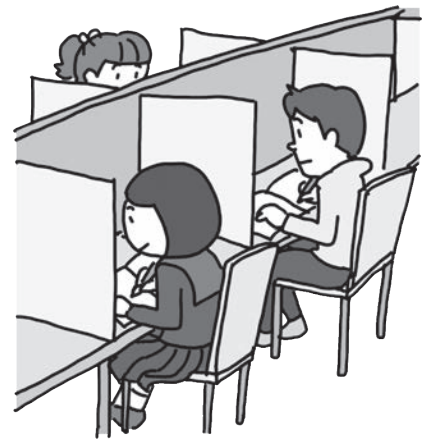


夏季休業期間預かり事業の受付

対次の全てに該当する児童、①市内在住、②就労等により保護者が1日4時間以上家庭に不在の日が実施期間中18日以上ある、③小学1〜3年生(府立特別支援学校に在籍する児童は保護者による送迎要)、**備**通年の学童保育室利用児童が使用している教室のため、通年の受け入れ空き人数がなければ実施できない場合あり、忍頂寺・清溪小学校の児童は山手台学童保育室を利用、**申**4月19日〜5月20日(必着)に、申請書(3月21日から、学童保育課または、日曜日・祝日を除く午後1時〜6時、土曜日は午前8時15分〜午後5時に、各小学校の学童保育室で配付、市HPからダウンロード可)を、郵送または直接、同課☎620・1801

自習室のご利用を

所①豊川・②沢良宜・③総持寺いの



ち・愛・ゆめセンター、**備**時間・利用方法・定員等詳細は左図読み取り参照、**問**各センター①☎643・2069・②☎635・7667・③☎626・5660



子ども食堂の運営にご支援を

現在、子ども食堂は市内に18か所あり、ボランティアの皆さんや食材の寄附等により運営されています。子ども食堂への寄附サイトを開設していますので、応援よろしく願います。なお、寄附金の税額控除は受けられません。詳細は下図読み取りからご覧ください。**問**こども政策課☎620・1625



人間関係や家庭環境等の相談は「ユースプラザ」で

時午前9時〜午後9時、**所**①choi(総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館内)、②いばらき「OBBY」(豊川のち・愛・ゆめセンター分館内)、③ペンポスタ・ぱーちスペース(沢良宜のち・愛・ゆめセンター分館内)、④プラザ・あい(府営茨木安威住宅B-5棟103・B-22棟集会所)、⑤エント(ローズWAM・上中条青少年センター内)、**対**おおむね中学生から39歳までのひきこもりやニート、不登校等の生きづらさを抱えるこども・若者または保護者、**内**面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、**問**①☎628・6993(月・日曜日、祝日休み)、②☎080・96075051(月・日曜日、祝日休み)、③☎655・3761(木・日曜日、祝日休み)、④☎655・1821(水・日曜日、祝日休み)、⑤☎080・15214624(火・土曜日休み)

まちづくり

排水の流れが悪いときは

トイレ・風呂・台所等の流れが悪いときは、宅内の道路境界付近にある市章入りの公共ますを点検し、排水がたまっている場合は市へ連絡してください。たまっていない場合は、私設ますを開けて詰まりを取り除くか、排水設備等指定工事店(市HP参照)にご相談ください。**問**下水道施設課☎620・1667(夜間・休日は☎622・8121)

公設浄化槽の設置希望者を募集

市の北部地域に合併浄化槽(家庭から排出される生活排水と尿の浄化処理施設)を設置し、維持管理する公設浄化槽事業を行っています。

対対象地域(泉原、上音羽、下音羽、長谷、銭原、清阪)にある、浄化槽の大きさが20人槽以下となる住宅または事業所、**¥**[分担金](例)延床面積130㎡以下(5人槽) 19万5千円、130㎡超(7人槽) 21万4千円、宅内配管、電気工事等は別途要、**使用料**(例)4070円(2か月で水道40㎡使用)、**備**申込後に市の調査あり、工場等から排出される処理困難な物質を含む水や雨水は接続不可、**申**電話または直接、下水道施設課☎620・1664

水道部への各種届出を忘れずに

次の場合は、各種届出をしてください。▼入居・引っ越し等により、水道の使用を開始・停止する、▼水道の名義を変更する、▼共同住宅等特別料金計算申込(マンション等水道の名義変更、入居戸数変更)をする。**問**営業課☎620・1691

3月1日〜7日は建築物防災週間

建築物の所有者や管理者は維持管理と定期報告を徹底し、防災に努めましょう。**問**審査指導課☎620・1661

暮らしのガイド

春の火災予防運動を実施

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、3月1日～7日に同運動を実施します。火の取り扱いに注意し、次のことを心掛けましょう。▼寝たばこはしない、▼コンロから離れるときは火を消す、▼ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する、▼防災物品・防災製品を使用する、▼住宅用火災警報器を設置し、定期的に作動確認を行う、▼高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。問 予防課 ☎622・69950

安威川ダムフラッシュ放流を実施

フラッシュ放流は安威川の水位が上昇して危険ですので、川の中には入らないでください。

【時】3月19日(火)、午前10時～午後2時、
【備】大雨等でダムの放流量が増加した場合や渇水傾向の場合、予告無く延期・中止する場合があります。詳細は下図読み取りからご確認ください。問 安威川ダム建設事務所 ☎626・60083



環境

ごみの出し方は「茨ごみアプリ」で

ごみの出し方に迷ったときは、ごみ



iOS



Android

分別アプリ「茨ごみアプリ」で調べましょう。各地域のごみ出しカレンダーや、収集日前日のアラート通知も利用できます。

【対応端末】スマートフォンやタブレット端末、iOS version 12.0以降、Android version 4.0以降、【ダウンロード方法】iOSはApp Store、AndroidはGoogle Playで「茨木市ごみ分別アプリ」と検索または、右図読み取り、問 資源循環課 ☎620・1814

家電リサイクル法指定引取場所を変更

テレビ、エアコン等家電リサイクル法対象品目を廃棄する際の持ち込み先である茨木指定引取場所（上郡二丁目5-17）を2月29日で閉鎖します。以降は新設された高槻指定引取場所（芝

商工・消費生活

市内で創業する人を支援

市では、市内で創業する人や事業を拡大する人に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、①法人設立に要する費用の一部、②改装工事費の一部（限度額50万円）・テナント賃借料の一部（限度額月5万円）を6か月間（商店街や中心市街地で小売業・飲食店を創業する場合は12か月）補助する制度を設けています。希望者は、必ず事前にご相談ください。そのほか、創業関連融資を受ける場合には、利子または信用保証料の補助制度を利用できます。

生町1-51-2）ほか近隣の指定引取場所に持ち込んでください。詳細は家電リサイクル券センターHPをご覧ください。問 同センター ☎0120・319・640



地域活性化に貢献する事業等に補助金を交付

【①地域魅力アップイベント創出育成事業】対市民団体等の、観光客誘致と市の知名度向上に寄与するイベント、
【②産業活性化プロジェクト促進事業】対市内事業者等の、市内企業や商品のPRとなるイベント等または付加価値の高い新製品の試作・開発（特定事業者の利益増進に限定される事業を除く）、
【備】各事業の募集要領と申請書類は、3月1日から商工労政課で配付（市HPからダウンロード可）、審査あり、
3月1日～29日に、直接、同課 ☎620・1620

市内中小企業者と大学等との連携による商品開発等を支援

【対】市内に事業所を有する中小企業者（みなし大企業は除く）で、大学等と連携して行う次の事業、①新製品、新技術、新サービスの研究開発事業、②業務改善、販路拡大等の経営革新に係る事業、③その他地域産業の振興に寄

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、

与すると認められる事業、**¥**対象経費の2分の1（上限金額は連携大学等が市内大学等1150万円、その他11300万円）、**備**事業実施前に要申請、申請前に要相談 **申**3月1日～29日に、申込用紙（商工労政課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課 **620・16200**

産業情報サイト「あい・きゃっち」のご利用を

市内の登録事業所（企業やお店）を紹介するサイト「あい・きゃっち」を開設しています。ビジネスやショッピングの情報が満載です。登録を希望する事業所は、同サイトから申し込んでください。問商工労政課 **620・16200**



府労働相談センターのご利用を

時平日、午前9時～午後0時15分・午後1時～6時（木曜日は午後8時まで）

で、**所**エル・おおさか南館（大阪市中央区石町2-5-3）、**備**オンライン・チャットボットでの相談も可、詳細は府労働相談センターHP参照、**問**同センター **620・69462600**

退職金は中退共制度で

中小企業退職金共済（中退共）は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。家族従業員も加入できます。**問**中退共大阪コーナー **620・65361851**

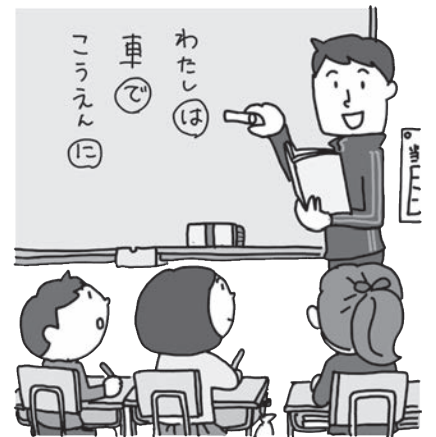
求人

学校調理員（会計年度任用職員）

時午前8時30分～午後4時30分、教育政策課が指示する日（不定期勤務）、**所**市立小学校、**¥**時給1204円、**申**履歴書を直接、同課 **620・16800**

市立小・中学校の講師登録者

対小・中学校の教諭、養護教諭、栄養士の免許取得者（取得見込み可）、**内**市立小・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、**¥**（例）常勤講師大卒月給24万5千円（経歴等）



加算あり）、**申**左上図読み取りから申込または、履歴書を直接、教職員課 **620・1823**

保育士・幼稚園教諭・学童保育指導員（会計年度任用職員）

備条件により、期末手当（2.45月分）、勤勉手当（令和6年度から2.05月分支給予定）・交通費支給・社会保険の加入あり、履歴書は返却不可、勤務条件等詳細は左下図読み取り参照またはお問い合わせください。**申**履歴書（備考欄等に希望職種・時間帯等を記入を、郵送または直接 **〒567-18505** 人事課 **620・1601**



教育相談担当員・専門発達相談員（会計年度任用職員）

所教育センター、**対**公認心理師・臨床心理士・特別支援教育士・言語聴

覚士いずれかの資格を有し、実務経験または同等の経験のある人、**内**小・中学生と保護者からの相談、**¥**月額22万5975円、**備**期末手当、通勤費、各種保険制度あり、**申**履歴書を郵送または直接、**〒567-0888** 駅前四丁目6-16、同センター **626・4400**

不登校適応指導員（会計年度任用職員）

所教育センター、**対**公認心理師・臨床心理士・特別支援教育士・教員免許いずれかの資格を有し、実務経験または同等の経験のある人、**内**適応指導教室小中学生の学習・生活支援、**¥**19万2634円、**備**期末手当、通勤費、各種保険制度あり、**申**履歴書を郵送または直接、**〒567-0888** 駅前四丁目6-16、同センター **626・4400**

市議会

6日から市議会定例会

3月定例会を、3月6日、午前10時から開会します。住所、氏名を記入して傍聴してください。なお、ごも連れでも安心して本会議を傍聴できるように特別傍聴室を設置していますので、ご利用ください。また、本会議のインターネット中継も行っています。審議日程等詳細は、市議会HPをご覧ください。**問**議事課 **620・1671**

暮らしのガイド

2月臨時会で正・副議長等を決定

2月6日から開かれていた市議会臨時会は、正・副議長、各特別委員会委員を決めたほか、監査委員の同意等を行い、8日に閉会しました。

■正・副議長

議長は長谷川 浩議員(春日四丁目、4期目、61歳)、副議長は稲葉通宣議員(山手台四丁目、2期目、49歳)に決まりました。



稲葉通宣副議長



長谷川 浩議長

■監査委員

議会選出の監査委員は畑中 剛議員と松本泰典議員に決まりました。

■各常任委員会委員

各議案を専門的に審査するため総務・文教・民生・建設の各常任委員会が設けられています。委員の任期は

各常任委員会委員一覧

委員会	委員長	副委員長	委員		
総務	塚 理	河本光宏	米川勝利	下野 巖	安孫子浩子
			円藤こずえ	(欠員1)	
文教	福丸孝之	青木順子	大嶺さやか	西本睦子	山下慶喜
			桂 睦子	長谷川 浩	
民生	岩本 守	松本泰典	永田真樹	朝田 充	辰見直子
			岡本吉郎	(欠員1)	
建設	大村卓司	畑中 剛	山本由子	上田光夫	萩原 佳
			稲葉通宣	坂口康博	

その他

2年と定められているため、昨年と同じ構成になります。**問**議事課 ☎ 620・1671

市民体育館第1・2体育室の休室

時 4月1日(月)～8月31日(土)、**問**スポーツ推進課 ☎ 620・1608

戸籍制度が利用しやすくなります

これまで本籍地以外の市区町村の窓

口へ戸籍の届出を行う場合、戸籍謄抄本の提出が必要でしたが、3月1日から原則、戸籍謄抄本の添付が不要となります。また、戸籍証明書の広域交付が始まり、本籍地以外の市区町村でも、戸籍謄本・除籍謄本の請求が可能になります(一部事項証明書、個人事項証明書、電算化されていない戸籍は対象外)。**問**市民課 ☎ 620・1621

漬物製造業の申請期限が迫っています

販売を目的に漬物を製造するには食品営業許可が必要です。令和3年5月31日以前から製造している人は、5月未までに営業許可を取得する必要がありますので、お問い合わせください。**問**茨木保健所衛生課 ☎ 620・6706

みしま司法書士土曜無料法律相談

時 ①3月9日(土)、②4月13日(土)、③5月11日(土)、④午後2時～4時・⑤2時～4時30分、3時30分まで受付、**所**クリエイティブセンター203、**内**相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、遺言・成年後見、簡裁訴訟代理・消費者問題、クレジット・サラ金問題、借地借家等の相談、**問**大阪司法書士会北摂支部 ☎ 647・3305

民間賃貸住宅の原状回復トラブルを防止するために

民間賃貸住宅の退去の際に、損耗等

広報いばらきが近畿市町村広報紙コンクールで優良賞に選ばれました

本誌(昨年10月号)が「近畿市町村広報紙コンクール」で、優良賞に選ばれました。同コンクールは、近畿圏内の地方自治体等の各種広報部門の審査を行い、優秀団体を表彰しています。

まち魅力発信課では、市民の皆さんのご協力のもと、市内各地でさまざまな取材を行っています。今後も行政情報やさまざまなまちの魅力を、誌面で発信していきます。ぜひ、広報誌アンケート(右図読み取り)のご協力もお願いします。**問**まち魅力発信課 ☎ 620・1602



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。



環境省
「犬と猫のマイクロチップ情報登録」HP

犬を飼っている人が引越をする際には、犬の登録事項変更の届出が必要です。また、環境省「犬と猫のマイクロチップ情報登録」へ登録されている犬と、犬鑑札（銀色の登録札）を交付されている犬で、届出方法が異なりますのでご注意ください。**【備詳細は下図読み取り参照、問市民生活相談課 ☎ 620・1603】**



犬の届出を忘れずに

の補修や修繕の費用を貸主、借主のどちらが負担するのかといった原状回復をめぐるトラブルが発生しています。大阪府版ガイドライン（左図読み取り）では、トラブルの未然防止・解決に役立つ情報や相談窓口を掲載しています。ぜひ活用ください。**問府居住企画課 ☎ 06・6210・9707**



一人で悩んでいませんか～3月は自殺対策強化月間～

季節の変わり目と年度の終わりが重なる3月は心身にストレスがかかりやすく、1年の中でも自殺者数が多くなっています。悩みを抱えて困っているとき、生きるのがつらく感じるときは、一人で抱え込まず、専門の相談機関（下記参照）にご相談ください。また、身近な人の悩みに気づいたら、専門機関への相談をすすめましょう。相談場所に困ったら、保健医療センターにご連絡ください。**問同センター ☎ 625・6685**

【電話相談】

こころの健康相談統一ダイヤル **時** 3/1（金）、9:30～3/31（日）、17:00（24時間）、**問 ☎** 0570・064・556（一部IP電話等不可）

府妊産婦こころの相談センター **時** 平日、10:00～16:00、**問 ☎** 0725・57・5225

茨木保健所の精神保健福祉相談 **時** 平日、9:00～17:45、**問 ☎** 624・4668

関西いのちの電話 **時** 毎日、24時間、**問 ☎** 06・6309・1121

こころの電話相談（水曜日は40歳未満専用）**時** 祝日を除く月・火・木・金曜日、9:30～17:00、**問 ☎** 06・6607・8814

自殺予防いのちの電話 **時** 毎日、16:00～21:00、毎月10日、8:00～翌日8:00（24時間）、**問 ☎** 0120・783・556

大阪自殺防止センター **時** 金曜日、13:00～日曜日、22:00、**問 ☎** 06・6260・4343

こころの救急箱 **時** 月曜日、19:00～翌日3:00、木曜日、19:00～22:00、**問 ☎** 06・6942・9090

【保健医療センター ☎ 625・6685 での相談・講座】

こころの健康相談 **時** 平日、9:00～16:00

ゲートキーパー養成講座 **時** 随時（10人以上の申込があった場合のみ開催）

【自死遺族相談】

自死遺族相談（予約制）**時** 平日、9:00～17:45、**問** 府こころの健康総合センター ☎ 06・6691・2818

水曜日の集い **時** 毎月第3水曜日、17:00～19:00、**所** 横山・渡辺クリニック3階デイケアルーム（春日二丁目1-12）、**備** 参加費要、**問** 大阪自殺防止センター ☎ 06・6260・2155（火・水・金・土曜日、10:00～17:00）



各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**☎** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

3月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、40ページ参照。

相談内容	とき	ところ	相談内容	とき	ところ	
法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00~17:00(※) 相続、離婚、債務整理等	市民生活相談課 ☎620・1603 ※1週間前、8:45 から電話または、 いばライフで予約 (1週間前が閉庁日 の場合は、電話予 約のみ直前の開庁 日) いばライフでの予 約の詳細は下図参 照	女性面接相談	毎週月~土曜日(火曜日を除 く)、9:30~16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
日曜法律相談 (先着7人)	31日(日)、9:00~12:30 (25日、8:45から電話または いばライフで予約)		女性電話相談 ☎621・0892	毎週月~土曜日(火曜日を除 く)、10:00~16:00		
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00~15:30(※)		男性のための 電話相談 ☎620・9929	13日(水)・27日(水)、 18:30~21:30		
国の仕事に関する 行政相談	7日(木)・21日(木)、 13:00~15:00		女性のはたらき方 相談	9日(土)、9:30~12:30 (要予約)		
司法書士相談 (各日先着5人)	6日(水)=登記、相続、 27日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30~12:00(※)		女性法律相談	14日(水)・16日(土)、 9:30~12:30(要予約)		
行政書士相談 (先着5人)	6日(水)、9:30~12:00(※) 相続、遺言、離婚協議書、 許可申請等各種書類の書き方		仕事なんでも相談	28日(木)、13:00~16:00		
税務相談	近畿税理士会もしもし税金相 談室☎050・8880・0033 で相談可、毎週月~金曜日、 10:00~16:00		DV相談 デートDV相談	毎週月~土曜日、 9:00~17:00		配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
宅地建物取引相談 (先着5人)	21日(木)、9:30~12:00(※) 不動産取引等	消費生活センター ☎624・1999	人権相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	人権センター ☎622・6613	
消費生活相談	毎週月~金曜日、9:00~ 16:30、9日(土)・23日(土)、9:00 ~12:00	市民生活相談課	人権や生活上の さまざまな相談	①~③毎週月~土曜日、 9:00~17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宮☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660	
戸籍相談 (先着4人)	21日(木)、14:00~16:00 (前々日、8:45から電話で 要予約、市民課☎620・ 1621)	※いばライフでの 予約の詳細は下図 参照	お仕事じっくり 相談 (要予約)	①8日(金)・②29日(金)・ ③25日(月)、13:30~15:30		
人権擁護委員 による人権相談	14日(木)・28日(木)、 13:00~15:00	暮らし設計相談 (要予約)	①15日(金)・②8日(金)・ ③16日(土)、 13:00~17:00	1日(金)、13:00~17:00		人権・男女共生課 ☎620・1640
ひとり親のため の法律相談	26日(水)、13:00~16:00 (電話またはメール、いばライ フ※で予約、こども政策課☎ 620・1625)	いばらきにじいろ 電話相談	生活困窮に関する 相談	23日(土)、15:00~19:45 性的マイノリティ等	☎080・4668・ 9510	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月~金曜日、 9:00~17:00(予約優先)	こども政策課 ☎620・1625	経営相談	毎週月・火・金曜日、 10:00~17:00(予約優先)	暮らしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752	
聴覚障害者 生活相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00~17:00(要予約)	商工労政課 ☎620・1620	
障害児相談 (18歳まで)	毎週月~金曜日、9:00~ 17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105	仕事なんでも 相談	毎週火~木曜日、 10:00~16:00 (予約優先、28日は12:00まで)	防火相談	毎日、9:00~17:00 消防本部 ☎622・6955
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、 9:00~19:00(要予約※) 発達・心理	教育センター ☎626・4407 ※下図読み取りか ら申込可	防火相談	毎日、9:00~17:00	緑の相談	1日(金)、10:00~12:00・ 13:00~16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等 市役所南館 1階ロビー 園公園緑地課 ☎620・1654
電話教育相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、 9:00~17:00、 ☎625・7830	「いじめ」ホッと 電話相談 (小・中学生)	分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	12日(水)、9:00~12:00 (6日までに要予約)	奨学金相談	毎週月~木曜日、 10:00~18:00 教育センター ☎626・4400
奨学金相談	毎週月~木曜日、 10:00~18:00	建築物の耐震、建 替え、改修等の 相談(先着4組)	建築物の耐震、建 替え、改修等の 相談(先着4組)	21日(木)、13:00~16:15 (14日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755	

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。
 記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考考、申申込、